

監査委員 監査事務局

選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局

農業委員会 農業委員会事務局

公平委員会

固定資産評価審査委員会

歴 代 三 役

1 歴 代 市 長

| 代 | 氏 名 | 期 間 | 代 | 氏 名 | 期 間 |
|---|-------|--------------|----|--------|--------------|
| 1 | 鈴木 準道 | 明22.5 ~ 28.1 | 9 | 落合 慶四郎 | 昭16.9 ~ 20.9 |
| 2 | 渡辺 弘 | 28.4 ~ 34.7 | 10 | 熊谷 太三郎 | 20.10 ~ 34.5 |
| 3 | 東郷 龍雄 | 34.9 ~ 40.9 | 11 | 坪川 信三 | 34.5 ~ 38.5 |
| 4 | 山品 捨録 | 40.10 ~ 大9.8 | 12 | 島田 博道 | 38.5 ~ 49.3 |
| 5 | 武内 徹 | 大10.6 ~ 15.8 | 13 | 大武 幸夫 | 49.5 ~ 平6.1 |
| 6 | 永井 環 | 15.8 ~ 昭5.8 | 14 | 酒井 哲夫 | 平6.3 ~ 18.3 |
| 7 | 大月 齊庵 | 昭5.11 ~ 10.1 | 15 | 坂川 優 | 18.3 ~ 19.10 |
| 8 | 斉藤 直橘 | 10.7 ~ 16.8 | 16 | 東村 新一 | 19.12 ~ |

2 歴 代 助 役 ・ 副 市 長

| 代 | 氏 名 | 期 間 | 代 | 氏 名 | 期 間 |
|----|--------|---------------|----|-------|--------------|
| 1 | 牧野 四郎 | 明22.6 ~ 26.7 | 14 | 北川 正一 | 22.5 ~ 33.7 |
| 2 | 山品 捨録 | 26.7 ~ 26.8 | 15 | 藤田 善男 | 34.5 ~ 42.5 |
| 3 | 野中 樵夫 | 27.2 ~ 28.2 | 16 | 山際 喜一 | 42.6 ~ 50.6 |
| 4 | 松村 志計里 | 28.2 ~ 34.7 | 17 | 横田 一二 | 50.6 ~ 58.6 |
| 5 | 山品 捨録 | 32.7 ~ 34.7 | 18 | 山本 務 | 58.6 ~ 平7.3 |
| 6 | 塚原 儀三郎 | 34.8 ~ 40.4 | 19 | 清水 彰一 | 平7.4 ~ 11.3 |
| 7 | 三沢 敬太 | 40.4 ~ 大6.4 | 20 | 奈良 一機 | 11.4 ~ 18.3 |
| 8 | 山下 林樹 | 大6.10 ~ 10.9 | 21 | 笠松 泰夫 | 11.4 ~ 14.3 |
| 9 | 野村 外来雄 | 11.2 ~ 15.2 | 22 | 東村 新一 | 18.4 ~ 19.11 |
| 10 | 清田 栄治 | 昭2.6 ~ 5.3 | 23 | 吹矢 清和 | 20.2 ~ 24.7 |
| 11 | 石野 庄次郎 | 5.2 ~ 13.12 | 24 | 山田 義彦 | 24.4 ~ 令2.3 |
| 12 | 関 市太郎 | 13.1 ~ 17.9 | 25 | 清水 正明 | 24.8 ~ 28.8 |
| 13 | 水間 尹夫 | 昭14.4 ~ 21.11 | 26 | 西行 茂 | 28.8 ~ |

3 歴 代 収 入 役

| 代 | 氏 名 | 期 間 | 代 | 氏 名 | 期 間 |
|---|--------|---------------|----|-------|----------------|
| 1 | 杉山 敬介 | 明22.7 ~ 29.7 | 10 | 田島 正忠 | 昭44.12 ~ 48.12 |
| 2 | 吉田 千倉 | 29.8 ~ 32.8 | 11 | 小嶋 龍美 | 48.12 ~ 52.3 |
| 3 | 早瀬 正二 | 32.8 ~ 大3.3 | 12 | 東郷 主馬 | 52.5 ~ 60.4 |
| 4 | 山下 林樹 | 大3.4 ~ 6.10 | 13 | 玉村 重信 | 60.6 ~ 平元.6 |
| 5 | 熊川 知之 | 6.11 ~ 昭4.11 | 14 | 岡本 岩男 | 平元.6 ~ 5.3 |
| 6 | 牧野 繁雄 | 昭4.11 ~ 14.4 | 15 | 服部 博秋 | 5.3 ~ 9.3 |
| 7 | 古市 定吉 | 14.4 ~ 28.8 | 16 | 花山 豪 | 9.3 ~ 13.3 |
| 8 | 馬来田 善充 | 28.12 ~ 40.12 | 17 | 堀江 廣海 | 13.3 ~ 17.3 |
| 9 | 田村 十弥雄 | 40.12 ~ 44.12 | | | |

特 別 職 職 員

(令和5年7月1日現在)

| 職 名 | 氏 名 | 選 任 期 日 | 任 期 | 任 期 満 了 | |
|------------------------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 市 長 | 東 村 新 一 | 令 元. 12. 23 | 4 年 | 令 5. 12. 22 | |
| 副 市 長 | 西 行 茂 | 令 2. 8. 10 | 4 年 | 6. 8. 9 | |
| 企 業 管 理 者 | 前 田 和 宏 | 令 2. 8. 10 | 4 年 | 6. 8. 9 | |
| 教 育 委 員 会 | 教 育 長 | 吉 川 雄 二 | 令 5. 6. 27 | 3 年 | 8. 6. 26 |
| | 委 員 | 春 木 伸 一 | 令 2. 12. 22 | 4 年 | 6. 12. 21 |
| | | 多 田 和 博 | 令 3. 12. 24 | 4 年 | 7. 12. 23 |
| | | 宮 郷 美千代 | 令 元. 12. 18 | 4 年 | 5. 12. 17 |
| | | 粟 原 知 子 | 令 4. 10. 1 | 4 年 | 8. 9. 30 |
| 監 査 委 員 | 常 勤 | 谷 川 秀 男 | 令 元. 9. 22 | 4 年 | 5. 9. 21 |
| | 識 見 選 任 | 浅 野 信 也 | 令 3. 6. 30 | 4 年 | 7. 6. 29 |
| | 議 会 選 任 | 青 木 幹 雄 | 令 5. 5. 30 | 議員の任期 | |
| | | 玉 村 正 人 | 令 5. 5. 30 | 議員の任期 | |
| 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 | 藤 井 健 夫 | 令 3. 3. 26 | 4 年 | 7. 3. 25 | |
| | 小 林 範 雄 | 令 3. 3. 26 | 4 年 | 7. 3. 25 | |
| | 出 見 隆 文 | 令 3. 3. 26 | 4 年 | 7. 3. 25 | |
| | 岩 永 佳 代 子 | 令 3. 3. 26 | 4 年 | 7. 3. 25 | |
| 公 平 委 員 会 委 員 | 金 井 亨 | 令 4. 10. 1 | 4 年 | 8. 9. 30 | |
| | 中 川 美 津 恵 | 令 元. 10. 2 | 4 年 | 5. 10. 1 | |
| | 清 水 則 明 | 令 3. 12. 24 | 4 年 | 7. 12. 23 | |
| 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 | 増 田 健 治 | 令 3. 10. 1 | 3 年 | 6. 9. 30 | |
| | 勝 田 輝 | 令 4. 12. 22 | 3 年 | 7. 12. 21 | |
| | 田 中 昭 美 | 令 3. 4. 1 | 3 年 | 6. 3. 31 | |

給 与 ・ 報 酬

(令和5年4月1日現在)

| 職 名 | | 基 礎 | 支 払 額 | 職 名 | | 基 礎 | 支 払 額 |
|----------------------|---------------------------|-----|------------|-------------------|--------------------------|-----|--------|
| 市 長 | | 月 | 1,058,000円 | 公平委員会委員 | 委員長 | 日 | 17,000 |
| 副 市 長 | | 〃 | 874,000 | 委 員 | 員 | 〃 | 16,000 |
| 企 業 管 理 者 | | 〃 | 740,000 | 固定資産評価 審査委員会委員 | 委 員 長 | 日 | 17,000 |
| 教 育 長 | | 〃 | 740,000 | 〃 | 委 員 | 〃 | 16,000 |
| 教育委員会 委 員 | 委 員 | 〃 | 71,000 | 農 業 委 員 会 委 員 | 会 長 | 月 | 75,000 |
| 監 査 委 員 | 常 勤 識 見 選 任 議 会 選 任 | 〃 | 548,000 | | 会 長 職 務 代 理 者 | 〃 | 45,000 |
| | | 〃 | 165,000 | | 委 員 | 〃 | 34,000 |
| | | 〃 | 33,000 | | 農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 | 〃 | 25,000 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 | 委 員 長 | 〃 | 60,000 | | | | |
| | 委 員 | 〃 | 48,000 | | | | |

職 員 数

1 所属別職員数

(令和5年4月1日現在)

| 所属区分 | 定数 | 職 員 | | 合 計 |
|-------------|--------|--------|---------|--------|
| | | 消防吏員以外 | 消 防 吏 員 | |
| 市長事務部局 | 1,551人 | 1,483人 | 2人 | 1,485人 |
| 議会事務部局 | 20 | 19 | 0 | 19 |
| 選挙管理委員会事務部局 | 5 | 2 | 0 | 2 |
| 監査委員事務部局 | 8 | 8 | 0 | 8 |
| 農業委員会事務部局 | 12 | 9 | 0 | 9 |
| 教育委員会事務部局 | 339 | 184 | 0 | 184 |
| 企業事務部局 | 200 | 168 | 0 | 168 |
| 消防事務部局 | 356 | 4 | 343 | 347 |
| 派 遣 | | 38 | 5 | 43 |
| 合 計 | 2,491 | 1,915 | 350 | 2,265 |

※ フルタイム再任用職員 (36名) を含む。

※ 一般任期付職員 (6名) を含む。

※ 育休代替任期付職員 (26名) を除く。

2 職種別職員数

(令和5年4月1日現在)

| 区 分 | 一 般 行政職 | 税務職 | 医療職 | 看 護 保健職 | 福祉職 | 消防職 | 企業職 | 技 能 労務職 | 教育職 | 計 | |
|-------------|------------|-----|-----|------------|------|-----|-----|------------|-----|--------|-------|
| 市長事務部局 | 1,005人 | 99人 | 19人 | 70人 | 240人 | 2人 | 0人 | 34人 | 16人 | 1,485人 | |
| 議会事務部局 | 19 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19 | |
| 選挙管理委員会事務部局 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | |
| 監査委員事務部局 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | |
| 農業委員会事務部局 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | |
| 教育委員会事務部局 | 146 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 35 | 0 | 184 | |
| 企業事務部局 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 168 | 0 | 0 | 168 | |
| 消防事務部局 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 343 | 0 | 0 | 0 | 347 | |
| 派 遣 | 36 | 0 | 0 | 1 | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 | 43 | |
| 合 計 | 1,229 | 99 | 21 | 72 | 241 | 350 | 168 | 69 | 16 | 2,265 | |
| 内 訳 | 男 | 818 | 55 | 5 | 4 | 5 | 343 | 134 | 31 | 0 | 1,395 |
| | 女 | 411 | 44 | 16 | 68 | 236 | 7 | 34 | 38 | 16 | 870 |

※ フルタイム再任用職員 (36名) を含む。

※ 一般任期付職員 (6名) を含む。

※ 育休代替任期付職員 (26名) を除く。

給 料

1 級別職員平均給料

(令和5年4月1日現在)

| 級 ・ 標 準 職 務 | | 人 員 | 給 料 月 額 (支 給 額) | | |
|-------------|---------------------|-------|-------------------|----------|----------|
| | | | 最 高 | 最 低 | 平 均 |
| 9 級 | 理 事 ・ 消防正監 | 24人 | 494,200円 | 467,500円 | 482,492円 |
| 8 級 | 副 理 事 ・ 消 防 監 | 32 | 459,300 | 408,100 | 451,119 |
| 7 級 | 副 理 事 ・ 参 事 ・ 消防司令長 | 75 | 435,300 | 426,100 | 428,991 |
| 6 級 | 参 事 ・ 副 参 事 ・ 消防司令長 | 176 | 422,100 | 400,100 | 405,865 |
| 5 級 | 主 幹 ・ 消防司令 | 509 | 415,000 | 364,200 | 384,572 |
| 4 級 | 副 主 幹 ・ 消防司令補 | 454 | 381,000 | 292,600 | 349,472 |
| 3 級 | 主 査 ・ 消防士長 | 418 | 350,000 | 241,900 | 282,402 |
| 2 級 | 主 事 ・ 技 師 ・ 消防副士長 等 | 364 | 304,200 | 203,900 | 231,855 |
| 1 級 | 主 事 ・ 技 師 ・ 消防士 等 | 208 | 246,900 | 158,900 | 196,846 |
| 合 計 | | 2,260 | 494,200 | 158,900 | 321,864 |

※ フルタイム再任用職員 (36名) を含む。

※ 一般任期付職員 (6名) を含む。

※ 育休代替任期付職員 (26名) を含む。

※ 医師、獣医師、薬剤師を除く。

2 職種別平均給料及び平均年齢

(令和5年4月1日現在)

| 職 種 | 職 員 数 | 平均給料 (支給額) | 平 均 年 齢 | 勤 続 年 数 |
|-----------|--------|------------|---------|---------|
| 一 般 職 | 2,183人 | 321,988円 | 41歳10ヵ月 | 18年0ヵ月 |
| 技 能 労 務 職 | 77 | 318,583 | 52歳11ヵ月 | 23年6ヵ月 |
| 合 計 | 2,260 | 321,864 | 42歳3ヵ月 | 18年2ヵ月 |

※ フルタイム再任用職員 (36名) を含む。

※ 一般任期付職員 (6名) を含む。

※ 育休代替任期付職員 (26名) を含む。

※ 医師、獣医師、薬剤師を除く。

3 新規採用職員数及び初任給

| 区 分 | 初任給 (令和5年4月1日現在) | | 採 用 状 況 (4月1日現在) | | |
|-------|------------------|----------|------------------|------|------|
| | 号級 | 給料 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
| 高 校 卒 | 1級9号給 | 158,900円 | 7人 | 6人 | 4人 |
| 短 大 卒 | 1級19号給 | 172,600 | 5 | 8 | 10 |
| 大 学 卒 | 1級29号級 | 191,700 | 29 | 45 | 47 |
| 合 計 | | | 41 | 59 | 61 |

情報公開・個人情報保護

情報公開制度は、地方自治の本旨に即した市政を推進する上において、市の保有する情報の開示が重要であることにかんがみ、市民の情報の開示を請求する権利を保障するとともに、情報の開示に関し必要な事項を定めることにより、広く市政に関する知る権利を尊重し、もって市政への市民参加を促進し、市民と市との信頼関係の強化及び市政の公正な運営を図ることを目的とするもので、平成9年度から福井市情報公開条例を施行している。

個人情報保護制度は、個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定め、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするもので、平成15年度から令和4年度まで福井市個人情報保護条例を施行し、令和5年度からは個人情報の保護に関する法律に基づく福井市個人情報の保護に関する法律施行条例を施行している。

1 情報公開・個人情報開示決定状況

情報公開決定状況

| | 全部開示 | 一部開示 | 非開示 | 文書不存在 | 取下げ、その他 | 合計 |
|-------|------|------|-----|-------|---------|-----|
| 令和2年度 | 474 | 39 | 3 | 1 | 7 | 524 |
| 令和3年度 | 598 | 86 | 3 | 13 | 12 | 712 |
| 令和4年度 | 575 | 74 | 3 | 4 | 3 | 659 |

個人情報開示決定状況

| | 全部開示 | 一部開示 | 非開示 | 文書不存在 | 取下げ、その他 | 合計 |
|-------|------|------|-----|-------|---------|----|
| 令和2年度 | 7 | 17 | 0 | 2 | 0 | 26 |
| 令和3年度 | 11 | 22 | 0 | 2 | 0 | 35 |
| 令和4年度 | 11 | 10 | 1 | 2 | 0 | 24 |

2 情報公開審査会・個人情報保護審査会

委員数 5人

審査会開催回数

| 年 度 | 情報公開審査会 | 個人情報保護審査会 |
|-------|---------|-----------|
| 令和2年度 | 1 | 2 |
| 令和3年度 | 3 | 5 |
| 令和4年度 | 1 | 2 |

3 個人情報取扱事務登録状況

| 年 度 | 件 数 |
|-------|-----|
| 令和2年度 | 725 |
| 令和3年度 | 691 |
| 令和4年度 | 699 |

広 報

情報化社会に対応した多様なメディアを活用し、地域と市民活動に関する情報や行政情報を市民に分かりやすく積極的に広報する。

1 「広報ふくい」の発行

施策や事業などの情報を分かりやすく編集した「広報ふくい」を発行する。

(令和4年度)

22回発行(原則毎月10日・25日、各87,000部)

自治会を通じて各世帯に配布するほか、公共施設や金融機関・コンビニエンスストアなどに配置

2 民放テレビ広報

市の重要施策や特色ある事業について、分かりやすく紹介した広報番組を制作し、民間放送で放送する。

(令和4年度)

| 放送局 | 番組名 | 内 容 | 時間 | 放送時間帯 | 制作数 |
|-------|--------------|------------------------|-----|---------------------|-----|
| 福井放送 | それゆけ! 福井市調査隊 | 探偵に扮したりポーターが市内を巡り調査し紹介 | 15分 | 土曜または日曜日の午後(平日に再放送) | 4本 |
| 福井テレビ | 福いっぱいテレビ | 市政課題や重要施策・事業を紹介 | 15分 | 土曜または日曜日の午後(平日に再放送) | 4本 |

3 CATV広報

ケーブルテレビの行政チャンネル「ふくチャンネル」を運用し、市の施策やお知らせ、地域や市民の情報などを紹介した広報番組を制作し、放送する。

(令和4年度)

| 放送局 | 番組名 | 内 容 | 時間 | 放送更新 | 制作数 |
|-----------|------------|---------------------|------|------|-----|
| 福井ケーブルテレビ | いきいき情報ふくい | 市の施策や地域の特色ある行事などを紹介 | 約20分 | 月2回 | 24本 |
| | やろっさFUKUI | がんばる市民と福井のホットな情報を紹介 | 約15分 | 月2回 | 24本 |
| | 福アワセ | 地域の「福」と「幸せ」を探し紹介 | 約10分 | 月1回 | 12本 |
| | 市役所情報局 | 民放番組の再放送等 | 約20分 | 月2回 | - |
| | ふくチャンネル回覧板 | イベント情報や市からのお知らせを放送 | 10分 | 週1回 | 52本 |
| | コマーシャル | 市の施策や業務を紹介 | 30秒 | 随時 | 3本 |
| | 市長記者会見 | 市長記者会見の中継及び再放送 | 約30分 | 年7回 | 7本 |

4 ラジオ広報

市の施策やお知らせなど、市民生活に身近な情報をラジオ放送で紹介する。

(令和4年度)

| 放送局 | 番組名 | 内 容 | 時間 | 放送時間帯 | 制作数 |
|----------|--------------------|-----------------------|------------|---------------------|------|
| 福井エフエム放送 | 福井市政ガイド | 市の取組やイベントを紹介 | 5分 | 毎週日曜 14:55～15:00 | 52本 |
| 福井街角放送 | 市役所通信 | 各所属の職員がスタジオで行事等の情報を紹介 | 5分～ 15分 | 毎週金曜 12:20～ | 52本 |
| | イブニングショット FUKUI | 催事や講座案内などの情報提供 | 5分 | 毎週火曜 17:40～17:45 | 52本 |
| | デイリーFUKUI | 催事や講座案内などの情報提供 | 1分 | 毎週月～金曜 8:50～ | 261本 |

5 インターネット広報

ホームページで市の紹介や新着情報を掲載するほか、トップページのサイネージエリア（画像）を活用し、市の重要施策や観光情報、イベント情報を発信する。

また、各ソーシャルメディアを活用し、市からのお知らせやイベント情報を発信する。

(令和4年度アカウント数)

Facebook 37、Twitter 26、YouTube 24、Instagram 19、cookpad 1、LINE 1

6 記者会見

市長が、市の重要施策等を報道機関に説明するとともに、市民に向けてケーブルテレビの「ふくチャンネル」で放送する。

(令和4年度)

7回

7 報道機関への情報（資料）提供

市の各所属の施策や事業、お知らせについて、報道機関に情報提供する。

第八次福井市総合計画

1 総合計画策定の趣旨

福井市では、昭和43年の「福井市行政計画（第一次）」以来七次にわたり、市政運営の基本となる総合計画を策定し、市勢発展に努めてきた。

この間、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化してきた。特に近年、人口減少のさらなる進行や、大雪などの自然災害の発生、さらには世界的な新型コロナウイルス感染拡大など、社会や経済に様々な影響を与えている。

こうしたことから、本市を取り巻く環境の変化や社会経済の動向に対応する新たな総合計画として「第八次福井市総合計画」を策定した。

総合計画とは、市の特性に応じた将来像及びこれを達成するための基本的な方針を明らかにし、総合的かつ計画的に市政運営を行うための計画であり、本計画では、今後5年間とさらにその先の将来を見据えて、目指すべき本市の有るべき姿を描いた。

子どもから高齢者まで、全ての市民が安全・安心で豊かな生活を送ることができるよう、市民と行政が様々な場面で手を携え、民間の活力を活用しながら、本市の輝く未来と、「全国に誇れる ふくい」の実現に向けた取組を推進するための指針となるものである。

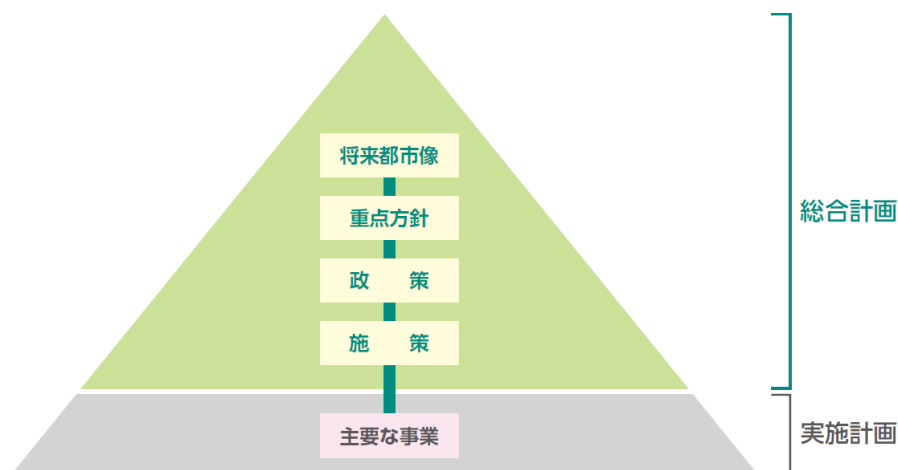
2 計画期間

令和4年度～令和8年度。

社会状況の変化に弾力的に対応できるよう、計画期間を5年としている。

3 構成

「将来都市像」「重点方針」「政策」「施策」で構成する。



① 将来都市像

長期的な取組により実現を目指す、本市の将来のまちの姿です。

② 重点方針

将来都市像の実現を図るための、重点的な方針です。

③ 政策

基本的な取組の方向性です。

④ 施策

政策をより具体的に表した取組内容です。

⑤ 主要な事業

総合計画に示された体系に基づき実施する、具体的な事業です。

4 将来都市像及び重点方針

第七次福井市総合計画では、10年、20年先を見据えて長期的に取り組む本市の姿として、「みんなが輝く 全国に誇れる ふくい」を将来都市像として掲げた。

この将来都市像の実現のために、本市では「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会の開催や、中核市への移行及び連携中枢都市圏の形成、また北陸新幹線福井開業に向けた準備など、各種事業を推進してきたところである。

第八次福井市総合計画の計画期間においては、いよいよ北陸新幹線が県内開業する。本市では、これまで進めてきた開業準備の総仕上げと、開業効果を最大限に引き出すための取組を、引き続き着実に推進していく必要がある。

将来都市像「みんなが輝く 全国に誇れる ふくい」の実現に向けた取組は、まだ道半ばであり、これまでの歩みを緩めることなく、さらなる高みを目指して取り組んでいく必要がある。

そのため、第八次福井市総合計画においても、現在の将来都市像や重点方針を引き継ぎ、明るい未来に向けた、豊かで持続可能な、活力あふれるまちづくりを進めていく。



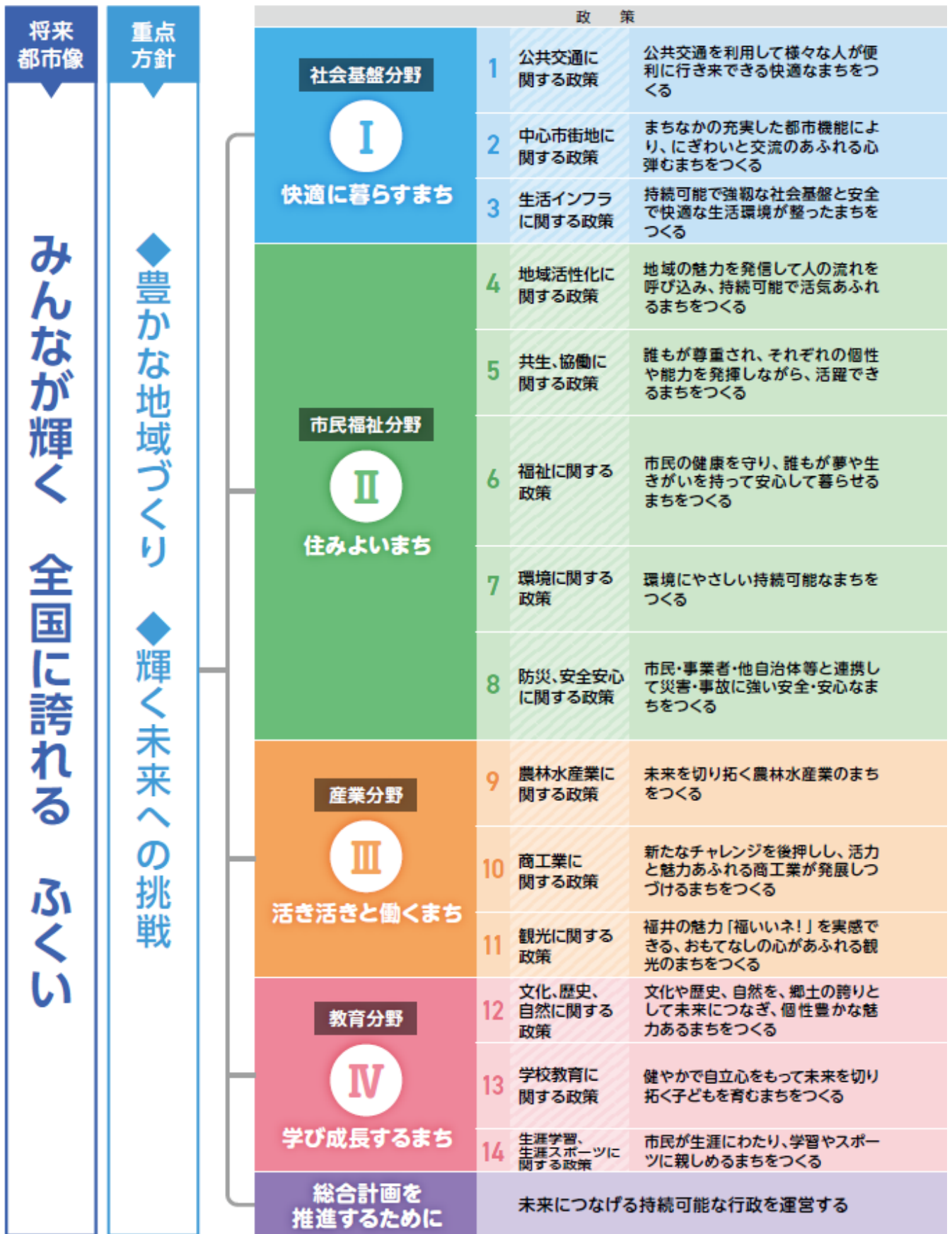
5 総合計画とSDGsの関係

本市においては、SDGs（持続可能な開発目標）に掲げられた17の目標と、本市の市政運営において目指すべき大きな方向性は同じであると捉えている。

そのため、第八次福井市総合計画をSDGsの推進計画としても位置付け、SDGsと政策・施策との関係を見える化して取組を進めることで、本市の将来にわたる持続可能な発展につなげていく。



6 体系図



施策

- ① 北陸新幹線の早期全線開業を目指す
- ② 公共交通の利用を促進する
- ③ ICTを活用して公共交通の利便性を高める
- ④ 地域拠点の機能充実を回り、公共交通利用者の利便性向上を図る
- ① 県都にふさわしい魅力あるまちをつくる
- ② にぎわいの創出のための仕掛け、仕組みをつくる
- ③ うるおいと個性あるまちをつくる
- ① 強靱な社会基盤を構築する
- ② 安全で快適な生活環境を保全する
- ③ 安全で安心な上下水道のサービスを提供する
- ① 福井とつながる人口の対流を創出する
- ② ライフステージに応じた人材還流を促進する
- ③ 地域の資源を活かし、安心して住み続けられる住環境をつくる
- ④ 地域の活性化や地域コミュニティの維持に取り組む
- ① 誰もが活躍できる社会の実現を図る
- ② 女性が輝きいきいきと暮らせる社会の実現を図る
- ③ 多文化共生のまちづくりと国際交流を推進する
- ④ ボランティアの力を高め市民と行政が力を合わせる協働のまちづくりを進める
- ① 生活習慣病予防に取り組むなど生涯にわたる健康づくりを支援する
- ② 子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくる
- ③ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境をつくる
- ④ 障がいや難病等を抱える人が地域で安心して生活できるよう支援する
- ⑤ 複雑化・複合化する支援ニーズを包括的に受け止める体制をつくる
- ⑥ 公衆衛生の向上や健康管理の強化に取り組む
- ① 環境負荷低減の取組を推進する
- ② 環境対策に積極的に取り組む企業を支援育成し、公害や不法投棄のない快適な生活環境を守る
- ③ 自然や都市環境を守り育て、未来に伝える
- ④ 市民、市民組織、事業者、行政が共に環境を考え、共に行動できる人づくり・まちづくりを進める
- ① 地域の防災力を高める
- ② 火災等から人命と財産を守る
- ③ 地域における防犯力を向上する
- ④ 安全安心な消費生活を支える
- ⑤ 交通安全対策を推進する
- ① スマート農業等新たな時代に対応した農業を推進する
- ② ブランド化や販路開拓等新たな可能性にチャレンジする
- ③ 稼げる林業と水産業を推進する
- ④ 農地・農村の環境を守り活性化を図る
- ① 地域の商工業を振興する
- ② 創業や事業承継を促進する
- ③ 地元で働く魅力を発信する
- ④ 多様な人々が活躍できる雇用環境を推進する
- ① 観光資源を磨き上げる
- ② 誘客プロモーションを強化する
- ③ おもてなしの充実を図る
- ① 市民の心を豊かに育む文化芸術を振興する
- ② 歴史や文化遺産を保存・継承し活用する
- ③ 自然科学教育で創造性豊かな子どもを育む
- ① 子どもの生きる力を伸ばす学校教育を充実する
- ② 子どもの健康増進を図る
- ③ 子どもの安全を守り、健全な育成を図る
- ④ 学びの場としての学校環境を整備する
- ① 市民の生涯学習を支援する
- ② 市民の生涯スポーツを支援する
- ① 時代の変化に対応できる組織体制の構築
- ② 市民サービスのさらなる向上
- ③ SDGsをふまえた健全で持続可能な行財政運営

実施計画

行政改革

本市では、昭和60年の「福井市行政改革大綱」策定以降、財政運営の健全化や事務事業の見直し等、行政改革の取組を進めている。

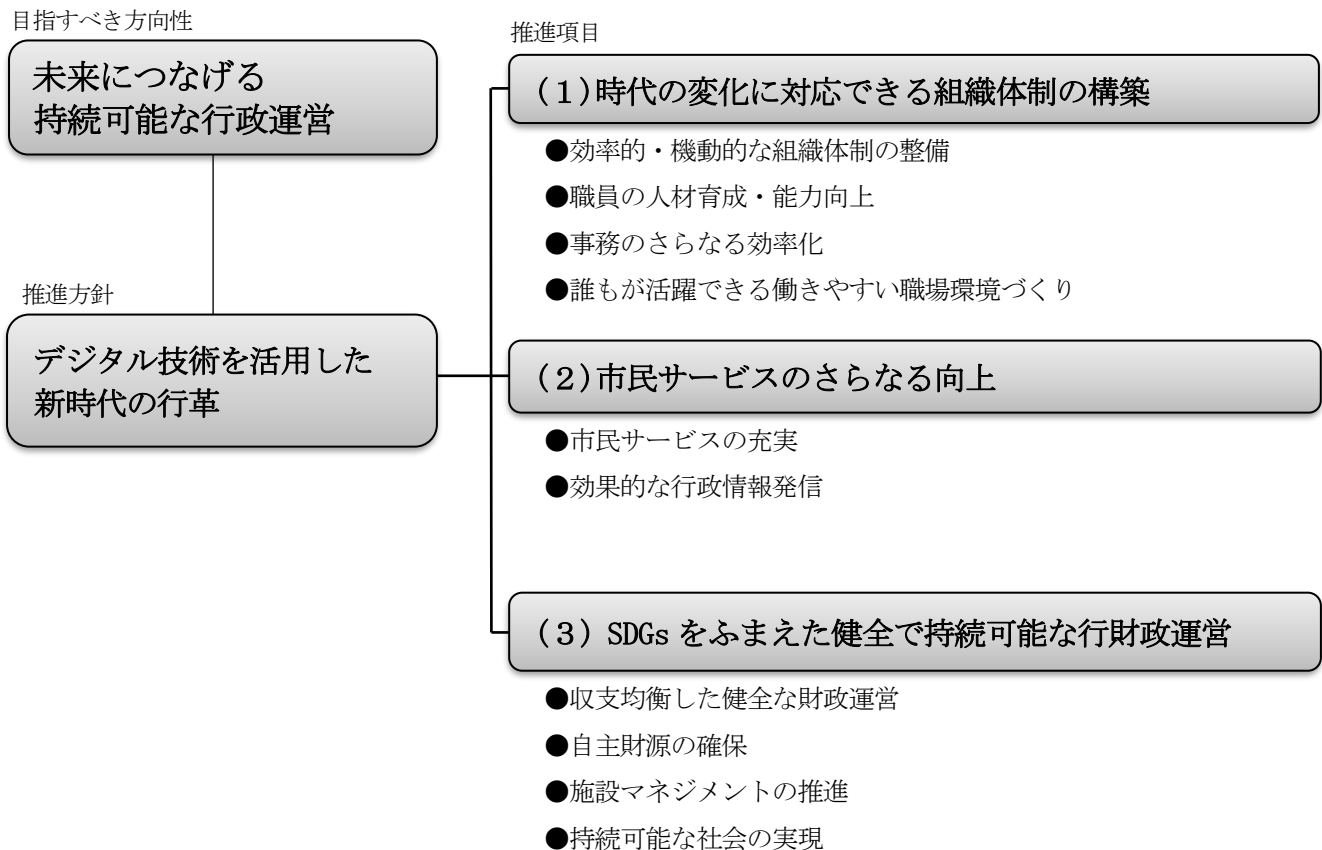
1 行政改革の経緯

| 年 月 | 内 容 |
|-----------------------------|--|
| 昭和60年 8月 (計画期間昭和60～62年度) | 「福井市行政改革大綱」 |
| 平成 7年11月 (計画期間平成8～10年度) | 「第二次福井市行政改革大綱」「第二次福井市行政改革実施計画」 (取組内容) 5区分、23分類、86項目 1 事務事業の見直し 2 財政運営の見直し 3 組織機構及び職員定数の見直し 4 人事の見直し 5 情報活用体制の見直し |
| 平成10年 8月 (計画期間平成10～12年度) | 「第二次福井市行政改革大綱」「第二次福井市行政改革実施計画」(改訂版) (取組内容) 4区分、9分類、13項目 1 財政運営の健全化 2 人事管理・職員定数の適正化 3 事務事業の見直し 4 情報活用体制の推進 |
| 平成13年12月 (計画期間平成13～17年度) | 「福井市行政改革の基本方針」 (取組内容) 3区分、7分類、15項目 1 住民と行政との新たな関係の構築 2 新たな時代にふさわしい取り組み 3 効率的な行政運営の推進とその他の取り組み |
| 平成18年8月 (計画期間平成18～21年度) | 「福井市行政改革の新たな指針」 (取組内容) 5区分、12分類、38項目 1 事務事業の見直し 2 民間委託等の推進 3 定員管理の適正化等 4 分権型社会への対応 5 経費節減等の財政効果 |
| 平成22年2月 (計画期間平成22～26年度) | 「福井市行政改革指針」 (取組内容) 3区分、22項目 1 行政サービスの再点検 2 効率的な行政運営の推進 3 多様な主体との連携 |

| 年 月 | 内 容 |
|-----------------------------|--|
| 平成27年2月 (計画期間平成27～28年度) | 「福井市行財政改革指針」(改訂版) (取組内容) 3区分、19項目 1 行政サービスの再点検 2 効率的な行政運営の推進 3 多様な主体との連携 |
| 平成29年2月 (計画期間平成29～令和3年度) | 「福井市行財政改革指針」 (取組内容) 3区分、23項目 1 時代の変化に対応できる組織体制の構築 2 市民ニーズを捉えた満足度の高い行政サービスの提供 3 効率的で持続可能な行財政運営の推進 |
| 令和4年2月 (計画期間令和4～8年度) | 「福井市行財政改革指針」 (取組内容) 3区分、23項目 1 時代の変化に対応できる組織体制の構築 2 市民サービスのさらなる向上 3 SDGsをふまえた健全で持続可能な行財政運営 |

2 「福井市行財政改革指針」〔令和4～8年度〕の概要

<行財政改革推進項目体系図>



北陸新幹線福井開業に向けたプロモーション

北陸新幹線福井開業は、県外、海外から観光客等呼び込み、本市の交流人口拡大を図る絶好の機会である。この好機に、本市の魅力戦略的かつ効果的に発信し、本市の認知度向上とイメージアップを図る。また、市民等に福井の魅力をさらに理解していただき、SNS等により発信してもらうことで、本市の魅力の発信と福井開業に向けた機運醸成を図る。

併せて、官民一体となった効果的な事業推進を図り、新幹線開業効果の最大化に繋げる。

1 福井の認知度向上、イメージアップ

(1) イメージロゴ等を活用した情報発信

北陸新幹線福井開業に向けて、一貫性をもって効率的・効果的に福井のイメージを発信するため、イメージロゴやPRグッズの制作を行うとともに、ロゴ等を活用した効果的な情報発信（動画、ポスター、SNS発信）を行う。



【イメージロゴ】



【ポスター】

(2) 新幹線沿線自治体や大学との連携

新幹線沿線自治体が参加する「東日本連携・創生フォーラム」と連携し、地域課題の解決や広域的な地域活性化に取り組む。また、福井大学や共立女子大学などと連携し、PR動画制作や福いいネ！グッズ制作等に取り組む。

(3) 映画「おしよりん」を活用したプロモーション

麻生津地区を舞台に、本県の代表的産業となった眼鏡づくりへの挑戦を描く映画「おしよりん」の制作を支援し、令和5年秋の公開に向けたプロモーションを実施する。

2 市民等の機運醸成

(1) インナープロモーションによる機運醸成

開業記念イベントをはじめ、各種イベントやロゴ活用を通じて市民等に福井の魅力を再認識してもらうインナープロモーションを実施することで、本市の魅力発信と新幹線福井開業に向けた機運醸成を図る。

(2) おもてなし活動の創出

福井開業に向け、地域、団体、ボランティア等と継続的に意見交換し、来訪者を温かくお迎えする「おもてなしプレーヤー」の育成や支援に取り組む。

3 全庁的な連携による効果的な推進

(1) 北陸新幹線福井開業プロモーションプロジェクト会議

シティプロモーションに関係する主要な所属を集め、全体スケジュールを管理するとともに、情報共有や事業連携を検討するなど、効果的なプロモーションを推進する。

(2) 北陸新幹線福井開業アクションプラン

北陸新幹線の開業効果を最大限に引き出し、本市のさまざまな分野に波及させることを目的に、福井開業に向けた様々な取組について官民が方向性を共有し、より一体的に準備を進めていく行動計画として、市の「新・観光振興計画」や県の「FIRST291」の取組内容等も踏まえながら策定した。

東京事務所

福井市東京事務所は、北陸新幹線の福井開業に向けた首都圏における本市のシティプロモーションの拠点として、観光誘客や企業誘致、地場製品の販路拡大、U・Iターン、ふるさと納税の推進などに取り組むとともに、中央省庁及びその他関係機関との関係強化を図るため、平成28年4月に開設した。

1 所在地

東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館 5階
電話番号：03-6457-9181

2 職務内容

- ・国会、各中央省庁等との連絡調整に関すること。
- ・首都圏における中核市及び連携中枢都市圏に関すること。
- ・首都圏における市政の情報収集及び発信に関すること。
- ・首都圏におけるシティプロモーション活動に関すること。
- ・首都圏における観光情報の提供に関すること。
- ・首都圏における企業誘致に関する情報の提供に関すること。
- ・首都圏における地場製品の販路拡大に関すること。
- ・首都圏における本市への就職や移住などの情報発信に関すること。
- ・首都圏におけるふるさと納税に関すること。
- ・「福井市応援隊」に関すること。

3 福井市応援隊事業

首都圏に在住している本市に愛着や関心を持っている人に会員になっていただき、福井市の情報発信、ふるさと納税の拡大、U・Iターンへの支援など会員それぞれの得意分野において会員と東京事務所とが協働し、首都圏から本市の活性化や課題解決を図る。

また、会員同士のミーティングの開催や本市のイベント情報などを定期的に発信するなど、各会員が首都圏で本市のPRを担ってもらえるように働きかける。

住 民 組 織

本市は、住民が自主的に結成している自治会との間で相互協力関係を樹立している。また、各自治会から選ばれた人に自治会嘱託員を委嘱し、市行政の事務の一部を依頼している。

主な事務は、広報紙、各種通知の配布、共同募金等の取りまとめ、その他行政に関する相互連絡で、その内容は多岐多様にわたっている。

また、各公民館地区単位（一光地区は安居地区に統合）に一人ずつ地区嘱託員を委嘱し、地区内の自治会における意見調整や取りまとめを依頼している。

1 自治会の組織

(令和5年4月1日現在)

| 自治会数 | 嘱託員 | 加入世帯数 | 加入率 |
|-------|-------|--------|-------|
| 1,530 | 1,531 | 78,033 | 73.1% |

2 行政嘱託員の報償金

(1) 自治会嘱託員の報償金

| 区分 | 基準 | 金額 |
|-----|--------|-----------|
| 世帯割 | 1世帯当たり | 年間 1,000円 |
| 均等割 | 一律 | 1,000円 |

(2) 地区嘱託員の報償金

| 区分 | 基準 | 金額 |
|-----|----|---------|
| 均等割 | 一律 | 30,000円 |

地 域 づ く り

個性豊かで笑顔あふれる地域づくりを推進するため、地域の特色と知恵を活かした住民主体のまちづくり事業を支援するとともに、地域の実情に応じた助言などを行う地域担当職員を配置して、地域住民と連携を図りながら地域の課題解決にあたる。また、中山間地域等においては、地域おこし協力隊や集落支援員を配置して地域コミュニティの保持や活性化を図る。

1 地域の未来づくり推進事業

(1) 目 的

地域の歴史・文化・自然などの特色と知恵を活かした住民主体のまちづくり事業を支援し、各地区での地域づくりを推進する。特に、住民自らが地域の将来を見据え取り組む事業への支援や、若者が自由な発想や若い感性で行う事業への支援を進め、地域での課題解決や、まちづくりの担い手育成を図る。

(2) 事業の内容

① 補助コース

| コース | | 対象 | | 内容 | 補助率 | 補助上限 (千円) | |
|-------|------|---------------------|----------------|--|---|-------------------|---------------------|
| 地域づくり | | まちづくり組織 (1地区1組織) | | 【基本事業】 地域が魅力発信のために取り組む事業 ①市外まちづくり団体・地域住民との交流、情報発信事業 ②地域の魅力を高める事業 | 65/100 以内 | あり | 1,200 (+ふるさと納税分) |
| | | | | なし | | 800 (+ふるさと納税分) | |
| | | | | 【ビジョン策定】 ビジョン策定に係る経費 | 10/10 以内 | 100 | |
| | | | | 【課題解決】 ビジョンに基づき取り組む 新たな課題解決事業 | 10/10 以内 | 200 | |
| 若手育成 | 新規募集 | 16~40歳代を中心としたグループ | 1年目 | 若者が主体となり地域を活性化させる事業 ※地域づくりコースとの連携を必須化 | 65/100 以内 | 250 | |
| | 継続事業 | | 2,3年目 | | 65/100 以内 | 250 (+ふるさと納税分) | |
| | | | 4年目 | | 10/10 以内 | ふるさと納税分 | |
| 地域連携 | | 2地区以上で構成される連携組織 | 継続して広域的に取り組む事業 | 65/100 以内 | 180× 連携地区数 (但し1,000千円を上限) (+ふるさと納税分) | | |

② まちづくりお助け隊派遣事業

地区のまちづくり活動を支援するため、まちづくり事業に関する助言等を行うアドバイザーを登録し、申請のあった地区へ派遣する。

2 地域担当職員制度

市職員が住民主体の地域づくり活動に参画するなど地域との関わりを積極的に深め、地域の様々な課題への対応や、地域と市の協働のまちづくりの更なる推進を目的として、公民館の区域48地区（一光地区は安居地区に含める）に地域専門職員（原則2名）を配置する。また、地域専門職員や分野別専門職員をサポートする職員を8公民館ブロックごとに1名配置する。

※分野別専門職員の派遣

特定の分野の専門知識や経験が必要とされる場合は、分野別専門職員として担当所属の職員を適宜派遣する。派遣する職員は、地域専門職員の一員として活動する。

3 地域おこし協力隊および集落支援員事業

(1) 地域おこし協力隊

都市部の人材を誘致し、本市への定住・定着を図るとともに、地域資源を最大に活用した地域産業や観光の活性化など、地域づくりに新たな視点で取り組む地域の担い手を育成する。

【配置実績】 棗地区 1名（R3.4～継続）

円山地区 1名（R4.1～新規）

※地域おこし協力隊の配置人数（累計）7名

(2) 集落支援員

中山間地域の振興に熱意と識見を有するものを集落支援員に選任し、地域コミュニティの維持・活性化を図る。

【配置実績】 地域集落支援員 芦見地区1名・上味見地区1名

特定集落支援員 殿下地区4名・美山地区4名・越廼地区1名

男女共同参画（女性の活躍推進）

本市では、男女が互いの人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現を目指して、平成15年度に施行した「男女共同参画社会をめざす福井市条例」に基づき、「福井市男女共同参画基本計画」を策定し、男女がともに参画できる社会の形成のため各種事業に取り組んでいる。

特に、女性が家庭・地域・職場など、あらゆる場面においていきいきと活躍できるための支援や、若者に対する結婚意識の醸成や結婚を後押しするための事業などを行っている。

1 意識啓発事業

(1) 「福井市男女共同参画審議会」の開催

市長の附属機関として、福井市男女共同参画基本計画における取組や男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、効果的かつ適切な施策の推進を図ることを目的として男女共同参画審議会を開催する。

(2) 「男女共同参画苦情処理機関」の設置

「男女共同参画社会をめざす福井市条例」第27条により、市民からの男女共同参画に関する苦情等に対応するため、苦情処理機関を設置している。

(3) 男女共同参画推進地域事業

公民館区からの推薦及び市から直接指名した方を男女共同参画推進員として委嘱し、地域における男女共同参画意識の啓発を行っている。

(4) 男女共同参画意識啓発教材「夢への招待状」の活用

福井市で働く男女それぞれの仕事への思いや働く姿を映像にまとめた意識啓発教材「夢への招待状」の活用により、児童・生徒が自身の将来像を考えるとともに、性別に関わらず個性や能力を生かしたあらゆる分野での活躍につなげていく。

2 男女共同参画・子ども家庭センター事業

(1) 各種講座等の開催

女性のキャリアアップや再就職支援、男性の家事・育児の参画に向けた各種講座や講演会等を開催し、広く市民に対し男女共同参画や少子化対策に関する意識啓発を行っている。

(2) 情報誌「アイアム」の発刊

男女共同参画社会の実現を目指し、市民の意識改革及び啓発の促進を目的に、男女共同参画に関する様々な記事を掲載した情報誌を作成し、ホームページで広く周知している。

(3) 「福井男女共同参画ネットワーク」への活動支援

男女共同参画社会の実現を目指して、市内の各種団体やグループが加盟している「福井男女共同参画ネットワーク」の活動支援を行っている。

3 女性活躍応援事業

(1) 女性活躍応援事業

自社の課題を可視化して、職場環境の改善につなげるための本市独自のWEB診断システム「Fukurea (フクリエ)」の活用を中心に、企業、働く女性、男性、学生の意識改革を図り、女性が活躍できる社会の実現に向け積極的な働きかけを行っている。

(2) 「福井市女性活躍推進協議会」の開催

福井市における女性活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施するため、経済団体や金融機関、市内企業等と連携体制を構築し、情報共有や取組について協議を行う。

(3) 子育てファミリー応援企業登録事業

「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「子育て支援」、「女性の活躍促進」に意欲的に取り組んでいる企業を登録し、広報等の支援や情報発信をすることにより、企業の自主的な取組の促進を図っている。

4 婚活支援事業

(1) 出愛♥恋々応援事業

「ふくい婚活サポートセンター(ふく恋)」と連携し、誠実に結婚を希望する独身男女に対して、出会いから交際、結婚に至るまでの一貫した支援を行っている。